

2 文科高第 8 6 7 号
障発 1 2 2 4 第 4 号
令和 2 年 1 2 月 2 4 日

各 { 都道府県知事
国公立大学長 } 殿

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「公認心理師法第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」の一部改正について

公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認については、「公認心理師法第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（平成 29 年 9 月 15 日 29 文科初第 879 号・障発 0915 第 8 号）により実施されてきたところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり改正したので、これらの趣旨を御理解いただくとともに、都道府県知事におかれては、都道府県教育委員会、管内市区町村、関係団体等に周知願いたい。

[本件担当]

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課公認心理師制度推進室
電話： 03-5253-1111（内線 3113）
E-mail：koninshinrishi@mhlw.go.jp

(別添)

○ 公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改 正 後	現 行
<p>別添</p> <p>公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について</p> <p>本文 (略)</p> <p>別表1・2 (略)</p> <p>様式1 (略)</p>	<p>別添</p> <p>公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について</p> <p>本文 (略)</p> <p>別表1・2 (略)</p> <p>様式1 (略)</p>

改正後

現行

(様式2)

文書番号
年 月 日

文部科学省高等教育局専門教育課長
殿
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

申請者

確認申請書

標記について、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（平成29年9月15日29文科初第879号・障発0915第8号）に基づき申請します。

(様式2)

文書番号
年 月 日

文部科学省高等教育局専門教育課長
殿
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

申請者

印

確認申請書

標記について、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（平成29年9月15日29文科初第879号・障発0915第8号）に基づき申請します。

改正後

現行

(略)

(略)

実習施設承諾書

年 月 日

〇〇〇大学長 殿

実習施設
の名称
所在地
代表者

当施設は、〇〇〇大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

実習施設承諾書

年 月 日

〇〇〇大学長 殿

実習施設
の名称
所在地
代表者

印

当施設は、〇〇〇大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。